

令和3年度都区財政調整協議まとまる ～交付金総額 約341億円 3.4%の減～

財調協議の概要

◆協議の特徴

昨年の12月2日から始まった令和3年度都区財政調整協議は、本年2月2日の都区協議会において都区合意に至りました。

今回の協議は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退のため、大規模な減収となることが見込まれる、非常に厳しい中で協議となりました。

今年度は都区間の財源配分を見直すべき事由が生じていないことから、現行の配分割合のもとでの協議となり、清掃費の見直し、商工振興費（中小企業関連資金融資

あつせん事業（緊急対策分）、会計年度任用職員制度の反映などが、協議の中心となりました。

区側は、現在の社会経済状況に応じた対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、新規・充実の提案に加え、改善・縮減項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

協議の結果、投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）など、一部の課題については協議が整いませんでした。一方で、清掃費の見直し、商工振興費（中小企業関連資金融資あつせん事業（緊急対策分）、など、23区間で主体

的に調整して提案した事項については、相当程度反映することとなりました。

引き続きの課題である特別交付金の割合の見直しや都市計画交付金の見直しなどについては、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはなりません。これらの課題については、来年度以降引き続き協議を行い、解決を目指していくこととなります。

年度途中の調整税等の減収補填対策については、市町村民税法人分に係る減収補填債が発行可能となるよう国への働きかけへの協力を求めましたが、都側からは、具体的な回答がありませんでした。

また、地方交付税上の減収補填債発行可能額のうち、特別区分について、都が減収補填債を発行することも含め、特別区が必要とする額を、区市町村振興基金で確保するよう求めました。その後、令和2年度の財源見通しが示され、普通交付金の算定残が生じることとなったため、財調上は区市町村振興基金を貸し付けるということが想定されない状況となりましたが、都側は、現下の経済状況や特別区の新型コロナウイルス感染症対応の状況等を鑑みて、必要とする区には、別途特例的に区市町村振興基金を貸し付けることとした。

表1 令和3年度当初フレームにおける協議課題の整理

1. 新規算定	19項目
○企画調査費（個別施設計画策定経費） ○公衆無線LAN経費 ○情報セキュリティ強化関連経費 ○地域コミュニティ活動支援費（自治会・町会会館の整備助成金） ○軽自動車税申告受付業務負担金 ○軽自動車環境性能割徴収取扱費負担金 ○公金取扱手数料（指定金融機関派出業務経費） ○生活困窮者自立支援事業費（生活保護適正実施推進事業等） ○指導検査事務費（指導検査支援業務委託等） ○保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費 ○保育所等賃借料補助事業費 ○【経常・態容補正】児童相談所関連経費 ○自殺防止対策事業費（自殺対策計画策定経費） ○使用済注射針回収支援事業費 ○予防接種費（ロタウイルス） ○鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策） ○商工振興費（中小企業関連資金融資あつせん事業（緊急対策分）） ○事務局運営費（教育に関する事務の点検・評価経費） ○教育相談事業費（教育心理検査事業費）	
2. 算定改善等	25項目
<算定充実> 11項目 ○災害対策費（災害応急対策） ○安全安心まちづくり推進事業費（防犯協会助成、防犯設備助成） ○非常勤職員公務災害補償費 ○区立施設定期点検調査費 ○児童手当給付事業費 ○予防接種費（B型肝炎） ○健康診査（胃がん検診） ○交通災害対策費 ○道路清掃費 ○【小・中学校費】学校職員費（学校司書） ○会計年度任用職員制度の反映 <事業費の見直し> 8項目 ○総務管理費（一般管理事務費）（地方債協会負担金等分担金） ○障害者モビリティ支援事業費 ○精神保健デイクア事業費 ○健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費） ○道路占用料 ○公園使用料・占用料 ○【投資】道路改良工事費 ○【小学校費】夏休み期間プール指導員 <算定方法の改善等> 6項目 ○公金取扱手数料（特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料） ○共同生活援助等事業費 ○清掃費の見直し ○【投資・態容補正】道路橋りょう費（都市計画交付金対象経費） ○【小・中学校費】学校運営費（教育用コンピュータ整備費等） ○【小・中学校費】特別支援学級等運営費（特別支援教室消耗品費等）	
3. その他	1項目
○商工振興費（中小企業関連資金融資あつせん事業（緊急対策分））の前倒し算定	

※下記の2項目については、都補助のある間との時限算定で、過去に都区合意したものであるが、令和3年度以降も都補助が継続される見込みであるため、令和3年度も引き続き財調算定することと整理する。

- 介護人材確保等対策事業費
- 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費

令和3年度財調フレーム協議

◆財源見通し

財調交付金の財源となる調整税等は、固定資産税減収補填特別交付金が創設されたものの、市町村民税法人分が減となったことにより、1兆7735億円、今年度と比べ、672億円、3・6%の減となりました。

財調交付金総額は、9787億円、今年度と比べ341億円、3・4%の減となりました。

基準財政収入額は、特別区民税の減などにより、1兆2128億円、今年度と比べ、164億円、1・3%の減となりました。

基準財政需要額は、各区の実績を踏まえた算定項目の充実や改善を行った結果、2兆1426億円、今年度と比べ、488億円、2・2%の減となりました。

◆主な課題の協議結果

個別の課題については、以下のような協議が行われました。

○清掃費の見直し

「標準区ごみ量については、3年程度を基本に見直す」という都区の確認をもとに、「標準区ごみ量の見直し」「収集運搬モデルの改定」「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離の生じている項目の見直し」の3つの視点に立って、清掃費全体の見直しを提案した結果、概ね区案のとおり整理することとなりました。

○会計年度任用職員制度の反映

令和2年4月から運用が開始された、会計年度任用職員制度に係る経費を反映した算定とするよう、提案しました。

単価については、特別区の実態を踏まえたものに見直すことを提案しましたが、見解が一致せず、財調の現行単価をもとに、期末手当等を反映した人件費単価を算定することとなりました。

なお、普通交付金の財源を踏まえた対応として、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））の前倒し算定を行うこととなりました。

令和2年度

普通交付金算定残の取扱い

令和2年度については、市町村民税法人分の減収等により、最終的な算定残が約3000万円となったため、平成13年度に都区間で合意したいわゆる「1%ルール」に基づき、再算定は行わず、特別交付金に加算し、新型コロナウイルス感染症対応経費に充当することとなりました。

なお、再算定を行わないのは、平成22年度以来、10年振りのことです。

※「1%ルール」とは、当初算定後の算定残が交付金総額の概ね1%を目途に上回る場合に再調整を行うこと（令和2年度の交付金総額の1%は99億円）

表2

令和3年度都区財政調整（フレーム対比）

（単位：百万円、%）

	区 分	令和3年度 当初見込 ア	令和2年度 当初見込 イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増 減 率 エ＝ウ／イ
調整税等	固 定 資 産 税	1,311,431	1,302,336	9,095	0.7
	市 町 村 民 税 法 人 分	390,719	494,438	△ 103,719	△ 21.0
	特 別 土 地 保 有 税	10	10	0	0.0
	法 人 事 業 税 交 付 対 象 額	59,672	43,852	15,820	36.1
	固定資産税減収補填特別交付金	11,654	-	11,654	皆増
	計 (A)	1,773,485	1,840,636	△ 67,151	△ 3.6
交付額	(A) × 55.1	977,190	1,014,190	△ 37,000	△ 3.6
	精 算 分	1,527	△ 1,414	2,941	-
	交 付 金 総 額 (B)	978,717	1,012,776	△ 34,059	△ 3.4
	普通交付金分 (B) × 95%	929,782	962,137	△ 32,355	△ 3.4
	基準財政収入額 (C)	1,212,783	1,229,192	△ 16,409	△ 1.3
内 訳	特 別 区 民 税	871,418	891,830	△ 20,412	△ 2.3
	地 方 消 費 税 交 付 金	208,538	211,995	△ 3,457	△ 1.6
	地方消費税交付金特例加算額	19,128	18,631	497	2.7
	そ の 他	113,699	106,736	6,963	6.5
	基準財政需要額 (D)	2,142,565	2,191,329	△ 48,764	△ 2.2
内 訳	経 常 的 経 費	1,942,555	1,890,876	51,679	2.7
	投 資 的 経 費	200,010	300,453	△ 100,443	△ 33.4
	差 引 (D－C)	929,782	962,137	△ 32,355	△ 3.4

第2回都区協議会

以上の協議結果を踏まえ、2月2日に開催された都区協議会において、最終的に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して山崎孝明特別区長会会長が発言した内容は表3のとおりです。

都区協議会の詳細については、左記ホームページにて、録画映像の視聴が可能です。

<https://www.youtube.com/watch?v=3PiO3jvsYoo>

(特別区長会事務局)

表3 都区協議会における特別区長会会長発言要旨

今年度の都区財政調整協議は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退のため、大規模な減収となることが見込まれる、非常に厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55.1%のもとでの対策を講ずるべく、協議に臨んだ。

協議の結果、清掃費の見直しや、緊急対策としての中小企業関連資金融資あっせん事業など、区側提案の多くが反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々ある。

特別交付金の割合の引下げや、都市計画交付金の改善については、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非、前向きな対応をお願いする。

なお、減収補填対策については、現下の経済状況や特別区の新型コロナウイルス感染症対応の状況等を鑑みて、必要とする区に、特例的に区市町村振興基金を貸し付けることを、都側にはご判断いただいた。

減収補填債の直接発行については、引き続き国へ求めていくので、都においては、改めて協力をお願いする。

依然として財政状況に不透明感がある状況下ではあるが、今なお続く感染症への対応や、東京2020オリンピック・パラリンピック、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。今後とも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えている。

都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。



令和2年度第2回都区協議会、意見交換会（令和3年2月2日）

東京都知事と特別区長との意見交換会が開催されました

東京都知事と特別区長との意見交換会が2月2日、都区協議会に引き続き東京都庁で開催されました。

「緊急事態宣言を踏まえて都と区が連携して取り組むべき課題」をテーマに公開で実施された意見交換会には、山崎孝明会会長（江東区長）、武井雅昭副会会長（港区長）、成澤廣修副会会長（文京区長）、吉住健一幹事（新宿区長）、服部征夫幹事（台東区長）、保坂展人幹事（世田谷区長）、田中良幹事（杉並区長）、斉藤猛幹事（江戸川区長）が出席しました。

接種に関連して都民・区民への正確な情報提供、シリンジの安定供給についての全都的な取組、換気設備への補助の継続、中小企業に対する相談支援の充実・販路拡大支援、店舗の時短営業に伴う補償・税の減免、ワクチン接種時の外国人への対応等について発言しました。

これに対し、知事からは、ワクチン接種について、広域的な体制づくりに向け、都として課題解決に取り組むと共に、国とも情報共有すること、広域調整・専門相談への対応について確実に実施すること等の回答がありました。

加えて、円滑な接種に向けた都、区市町村、都医師会の情報共有の場となるワクチンチームの設置等について発言がありました。

意見交換会の詳細については、左記ホームページに、録画映像及び会議録が掲載されています。

録画映像 <https://www.youtube.com/watch?v=3PiO3jvsYoo>

会議録 <https://www.soumu.go.jp/tokyo/05gyousei/04ikenkoukan/tokubeitsukuhml>

これに引き続き、参加各区長から知事に対し、ワクチン

(特別区長会事務局)

令和3年度の特別区国民健康保険 基準保険料率が決まりました

特別区長会は、令和3年2月の総会で、統一保険料方式による令和3年度の特別区国民健康保険基準保険料率を策定しました。

経緯

国民健康保険は、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体として加わり、都道府県単位での広域的な運用が行われています。

具体的には、区市町村が被保険者から必要な保険料を徴収して、都道府県に納めます。都道府県は保険給付に必要な費用を区市町村に交付するしくみになりました。

特別区では、これまで、同じ所得、同じ世帯構成であれば各区とも同じ保険料となるよう統一的な調整を行ってきましたが、現在は、「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）」に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。」という区長会の申し合せ（平成29年11月）に基づき運用しています。

令和3年度の対応

○賦課総額

都が示す納付金等をもとに保険料として賦課する総額を設定して保険料率を算定します。特別区では、平成30年度以降、円滑な制度

移行のための激変緩和措置を実施しています。

初年度である平成30年度は、納付金の全額ではなく、94%を賦課総額に組み入れ、以後、国の激変緩和措置期間である6年間を目途に、この割合を1%ずつ引上げ、法定外繰入を段階的に縮減しながら保険料に反映することとしています。

令和3年度は、この措置の4年目となることから、本来、納付金の97%を保険料に反映することになります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑みた結果、保険料を抑制しつつ、長期的な財政規律の確保も視野に入れ、令和2年度と同じく、納付金の96%を保険料に反映しました。

○賦課割合

保険料は、所得に応じて賦課する「所得割」と、被保険者全員に等しく賦課する「均等割」で構成され、その割合を「賦課割合」といいます。賦課割合は、負担の公平の観点から比率の均衡が求められます。

平成29年度までは、区市町村ごとに50対50を目指すこととされていましたが、現在は、全国での賦課割合を50対50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合とすることが原則となっています。

令和3年度は、特別区の区域全体で令和2年度と同じ58対42となりましたので、この割合を用いることとしました。

○賦課限度額

国の方針に従い、賦課限度額を令和2年度と同額としました。

○基準保険料率

以上の考え方で算定した結果、令和3年度の被保険者の医療費に係る「基礎分」と後期高齢者医療制度に拠出する「後期高齢者支援金分」の所得割料率及び均等割額、また介護保険の第2号被保険者の保険料を納付する「介護納付金分」の均等割額は下表のとおりとなりました。

なお、介護納付金分の所得割料率は各区において設定することとしています。

（特別区長会事務局）

特別区国民健康保険基準保険料率等（令和3年度と2年度の比較）

		3年度	内訳		2年度	内訳		対前年度増減
			基礎分	支援金分		基礎分	支援金分	
基礎分・後期高齢者支援金分	一般被保険者数	1,888千人			1,962千人			74千人減
	賦課総額	2,360億円			2,476億円			116億円減
	賦課割合（所得割：均等割）	58：42			58：42			2年度と同割合
	所得割料率	9.54%	7.13%	2.41%	9.43%	7.14%	2.29%	0.11ポイント増
	均等割額（年額）	52,000円	38,800円	13,200円	52,800円	39,900円	12,900円	800円減
	1人当たり保険料（年額）	124,989円	93,389円	31,600円	126,202円	95,473円	30,729円	1,213円減
	賦課限度額	820,000円	630,000円	190,000円	820,000円	630,000円	190,000円	2年度と同額
								2年度と同額
								13千人減
								29億円増
介護分	一般被保険者数	680千人			693千人			13千人増
	賦課総額	278億円			249億円			29億円増
	賦課割合（所得割：均等割）	58：42			57：43			所得割1ポイント増
	均等割額（年額）	17,000円			15,600円			1,400円増
	1人当たり保険料（年額）	40,879円			35,950円			4,929円増
	賦課限度額	170,000円			170,000円			2年度と同額

オール東京62市区町村共同事業 「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」 ～令和3年度事業が決定しました～



令和3年度の事業計画一覧

事業名	主な事業内容
①温室効果ガス標準算定手法の共有化推進	○62市区町村の温室効果ガスの排出量を算定し、その結果を公表します。 ○市区町村のデータ活用を支援します。
②各団体の実施する事業との連携	○62市区町村の実施事業に、1市区町村100万円を限度として助成します。 ○市区町村の成果を HP「ECOネット東京62」上でPRします。
③ホームページの維持管理	○プロジェクトの取り組みや62市区町村の環境事業などを紹介するHP「ECOネット東京62」を運営し、事業のPRやCO ₂ 削減につながる活動の普及・啓発を行います。
④気候変動対策に関する調査研究（新規事業）	○「脱炭素」を目指す「緩和策」と「適応計画」策定等に向けた「適応策」を推進する調査研究を分科会形式により実施します。
⑤オール東京62環境担当者研修会（新規事業）	○市区町村の実情ニーズを踏まえ、複数のテーマを用意し環境分野の知見等に関する研修を行います。 ○情報共有の場の設定、市区町村の職員が参加しやすいようリモート方式等の活用を行います。
⑥市区町村等主催イベントでのPR、普及啓発展示	○62市区町村等が主催するイベント等の会場内で、オール東京62市区町村共同事業のPRやCO ₂ 削減につながる活動の普及啓発を行います（10回程度/年）。

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、平成19年度に東京都内の全62市区町村で立ち上げ、共同・連携して取り組んでおり15年目となります。

2月にはオール東京62市区町村共同事業推進会議が開催され、令和3年度に実施するプロジェクト

の事業が決定されました。

令和3年度は、同2年10月に決定した「令和3年度以降の方向性について（事業検証報告書）」に基づき、62市区町村の環境行政に影響度の大きいと考えられる事業等を国の環境施策の動向等を踏まえながら、より効果的に実施して

いきます。
主な事業は次のとおりです。

●温室効果ガス標準算定手法の共有化推進

温室効果ガス排出量は、各自治体における地球温暖化防止に関する環境関係の計画策定や地球温暖化防止に関する諸施策を実施する上で、必要不可欠な基礎データです。

本事業にて開発した標準算定手法に基づき、62市区町村の温室効果ガスの排出量を算定し、その結果を公表します。

●気候変動対策に関する調査研究

近年の気候変動を受け、世界的に、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（脱炭素）実現を目標に舵が切られて、同時に、国・都でも脱炭素社会実現に向けた取り組みが加速しています。このような状況で、各自治体においても、これまで以上の対策を講じることが必要不可欠となっています。

このため、「脱炭素」社会実現を目指す「緩和策」と、避けることのできない温暖化の影響への適応計画策定と自治体施設に関する「適応策」の両面について、62市区町村が実効性ある取り組みを推進できるよう研究面から支援を行っていきます。

●オール東京62環境担当者研修会

環境分野を取り巻く情勢は年々変化しており、市区町村が環境行政を効果的に推進するためには、担当する職員等の能力の開発、資質の向上が従来にも増して重要となっています。このことを踏まえ環境分野の知見等を基礎自治体向けに整理し、体系的に学ぶ機会として、担当職員を対象に年間4回の研修会を開催します。

●市区町村等主催イベントでのPR、普及啓発展示

プロジェクトの活動等の紹介やCO₂削減につながる活動の普及啓発を行うため、都内市区町村の協力を得て、市区町村が主催する住民祭や環境フェア等のイベントにパネルやコンテンツを展示します。

令和3年度は、10回程度の出展を計画するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、イベント出展によらない普及啓発やPR方法についても検討していきます。

みどり東京・温暖化防止プロジェクトホームページ「ECOネット東京62」<http://all62.jp/>

（特別区長会事務局・特別区協議会事業部）

全国市長会要望事項 特別区長会案まとまる

全国市長会要望の 取りまとめ

国の施策及び予算に関する特別区長会の要望は、特別区特有の課題を除き、全国市長会を通じて要望することとし、毎年要望事項を取りまとめしています。

令和4年度に向けた要望については、副区長会から下命を受けた企画・財政担当部長会が、各区から提出された要望事項の中から、表のとおり（ゴシックは新規事項）、22事項を選定し、2月16日の区長会総会で了承されました。

今後の予定

今回取りまとめた特別区長会案は、今後、東京都市長会の要望事項と調整し、東京都市長会案として東京都市長会総会に諮られる予定です。

その後、全国市長会関東支部総会を経て、6月の全国市長会議で全国市長会要望事項として決定され、要望活動が行われることとなります。

（特別区長会事務局）

令和4年度 全国市長会要望 特別区長会案の概要

1 地方分権の推進と都市行財政の充実強化について		
(1)	地方分権改革の推進について	・基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たせる改革を早期に完成させること。 ・地方自治体間における財政力格差の是正については、国から地方への税源移譲など、地方財源拡充の観点から見直しを図ること。 ・地域の実情に見合った実質的な税源の移譲を行うこと。 ・国の責任において措置すべきものは全額国が措置し、地方に負担を転嫁せず、地方に超過負担が生じないようにすること。 ・ふるさと納税制度について、様々な問題に対処するよう抜本的な見直しを求める。寄付金額に対する控除額等について見直しを図ること。また、ワンストップ特例制度については、所得税相当分を国において財政措置すること。 ・地方消費税の清算基準について、「税収を最終消費地に帰属させる」という制度本来の趣旨に沿った基準を用いるよう、是正すること。
(2)	地方交付税について	・大都市圏特有の行政需要について、都市自治体の実態を適正に基準財政需要額に反映させること。
(3)	行政のデジタル化の推進について【新規】	・システム整備、デジタル人材育成・確保等の財政措置など自治体DX推進のための様々な支援を行うこと。【新規】 ・情報システムの標準化に係る経費について、全額国庫負担とするとともに、システム移行についての早期の情報提供等を行うこと。【新規】
(4)	社会保障・税番号制度の運用について	・社会保障・税番号制度の運用に関する全ての経費を全額国庫負担とすること。 ・サービスの拡充について、自治体の予算編成や窓口対応準備に必要な期間を十分考慮し、情報提供すること。 ・マイナンバーカードの普及のための体制構築や経費支援、利活用施策周知等について、積極的な取組を行うこと。 ・QRコードによるマイナンバーカード申請の際の申請方法の見直しや統合端末の操作権限付与対象者の拡大を行うこと。【新規】
(5)	国有地の活用について	・国有地の優先的使用や売却・貸付にあたっての負担軽減を行うこと。
(6)	外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備について	・日本語教育推進法の基本的施策に基づく取組等に対して財政支援を行うこと。
2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について		
(1)	国民健康保険制度について	・子育て世帯の負担軽減を図るため、均等割保険料の軽減を幅広く実施するなど、保険料負担軽減に向けて必要な措置を講じること。 ・外国人の資格の適正な管理、国外において発生した事由に基づく出産育児一時金等、保険料給付事業の適正な執行が行えるよう、制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じること。
(2)	介護保険制度について	・地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の確保及び定着に向けた取組を強化すること。 ・介護給付費を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。
(3)	子育て支援策の充実について	・子ども医療費助成制度を創設し、0歳児から義務教育就学児までを助成対象とすること。 ・待機児童問題の解消のため、企業における育児休業取得の推進等労働政策の観点からの方策を強化すること。 ・保育士等の子育て支援に必要な人材確保及び定着化を推進するため、国において処遇改善に要する財源を確保すること。特に保育士等宿舍借り上げ支援事業への補助については、充実して継続すること。 ・子育て世代の経済的負担軽減及び貧困の世代間連鎖解消等の充実に向け、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等に係る財政措置を充実するとともに、児童扶養手当を拡充すること。
(4)	障害者福祉施策について	・市区町村が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、早期の情報提供を行うとともに、市区町村の超過負担が生じないよう必要な財源を確保すること。

(5)	生活保護、生活困窮者対策について	・ 現行の生活保護費の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めた必要な経費は、全額国庫負担とすること。 ・ 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、自治体が負担している人件費や事務費等も含めた必要な経費は、全額国庫負担とすること。 ・ 生活保護適正実施推進事業や自立支援プログラム策定実施推進事業等の生活保護制度を補完する事業を継続的に実施できるよう、全額国庫補助とすること。
(6)	周産期医療体制の充実強化について	・ 産科医・小児科医等の医療従事者の労働条件の改善を図り、医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。
(7)	予防接種について	・ 既存の予防接種も含め、国の責任において財源を地方交付税によらずに全額保障する措置を講じること。
(8)	不妊症及び不育症について	・ 不妊症・不育症治療の保険適用を拡大すること。
3 都市基盤及び災害対策の充実強化について		
(1)	道路・街路等の整備促進について	・ 立ち遅れている三環状道路等のネットワークを早期に実現するため、都市計画道路等の整備状況などを踏まえ、着実に事業を実施すること。 ・ 電線類の地中化の推進のため、補助制度の充実等、財政的な支援を行うこと。特に電線管理者への財政支援の拡充を図ること。
(2)	交通・輸送対策について	・ 連続立体交差事業の早期実現に向けて、採択基準の緩和及び地域の実情に応じた財政措置を講じること。 ・ 「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトと位置づけられた路線について、早期実現を図るため、支援策を充実すること。
(3)	災害対策について	・ 帰宅困難者対策を実施する事業者への支援拡充や備蓄物資確保等の区独自の取組に対する財政措置を講じるとともに、一時滞在施設における事故等については、国が補償する姿勢を明確化すること。 ・ 建築物の液状化被害を減少させるため、建築確認時に基礎・地盤説明書の添付義務化等により、液状化対策の重要性を広く周知すること。 ・ 大規模水害時における、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的行うための体制を早期に整備すること。 ・ 住宅密集市街地の防災性と安全性を向上させる住宅市街地総合整備事業について、一層の対策強化、財政支援の拡充を図ること。 ・ 災害廃棄物処理を迅速かつ適切に行えるよう、仮置場の確保や医療系を含む廃棄物の広域処理等、積極的な支援を行うこと。
4 生活環境の整備促進について		
(1)	廃棄物処理対策の強化について	・ 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が主体となるリサイクルシステムを確立し、事業者の応分の費用負担を明確化すること。また、再生利用が容易な製品設計を製造事業者へ義務づけること。 ・ 関係事業者への食品ロス対策の義務付けや自治体が行う廃棄物発生抑制の取組に対し、財政支援を行うこと。【新規】
(2)	地球温暖化防止対策の推進について	・ 「カーボンリサイクル」の普及や「CO2フリー水素」の生産コスト縮減に向けた技術開発への支援策を拡充すること。【新規】
5 教育文化行政の充実強化について		
(1)	学校教育・文化行政の充実について	・ 公立小中学校教職員の人事権及び教職員定数に関する権限について、財源と併せて移譲すること。 ・ 少人数学級の実現に向けての教職員配置の充実や、施設整備に対して、十分な財政措置を講じること。 ・ 公立小学校における外国語教育に関わる専科教員等の適正配置を図ること。 ・ GIGAスクール構想の実現及び持続可能なものとするため、すべての自治体に負担が掛からぬよう十分かつ継続的な財政措置を講じること。
(2)	公立学校施設の整備について	・ 新增築・改築・改修事業を計画的に推進できるよう、国庫補助対象の拡大及び地域の実情に即した単価の見直しなど、財政支援を拡充すること。
6 新型コロナウイルス感染症対策の充実強化について【新規】		
(1)	新型コロナウイルス感染症対策の充実強化について【新規】	・ 市区町村が行う感染予防対策やまん延防止対策、経済対策等について、十分な財政措置を講じること。【新規】 ・ 中小企業等に対して、新たな生活様式に対応した事業継続支援等を行うとともに、市区町村が実施する中小企業支援事業への財政支援を行うこと。【新規】 ・ 労働者に対する収入の確保や雇用体制の確保等きめ細かな施策を継続的に講じるとともに、市区町村が実施する就労支援事業への財政支援を行うこと。【新規】 ・ 医療機関、保健所の状況が逼迫することがないよう、医療・検査体制の強化及び財政支援を行うとともに、保健所業務を疫学調査、健康観察業務に専念できる等体制の見直しを図ること。【新規】 ・ 医療用物品、マスク、アルコール消毒液等の生産・供給・備蓄体制の安定化及び市区町村の備蓄等に対する財政支援を行うこと。【新規】 ・ ワクチン接種について、国が主体的役割を担い、都道府県が広域的観点から必要な調整を行えるよう支援し、市区町村が実施主体として、円滑かつ継続的に実施できるよう接種体制を整備すること。【新規】 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収となった国民健康保険被保険者の保険料減免制度の継続及び要件を緩和すること。【新規】

令和3年1月・2月 区長会・議長の主な案件等

特別区長会総会臨時会

1.29

- 令和3年度都区財政調整方針（案）等について
- 固定資産税等の軽減措置について
- 令和2年度第2回都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について
- 新型コロナウイルス感染症への対応について

特別区長会総会

2.16

- 「未来の東京」戦略（案）について
- 廃棄物処理原価・手数料原価算定結果について
- 令和3年度特別区国民健康保険基準保険料率等の設定について（最終案）
- 各団体議会等提出予定案件及び予算概要について

- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 令和4年度全国市長会要望事項の取りまとめについて
- 地方分権改革への対応について
- 令和2年度第2回都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について
- 新型コロナウイルスワクチン接種への対応について

- 特別区全国連携プロジェクトについて
- 令和3年度特別区長会予算（案）について
- 区長会専門部会の構成及び特別区協議会理事

- 各種審議会委員等の推薦について
- 東京都市区長会役員会の概要について
- オール東京62市区町村共同事業推進会議の概要について

- 東京都区市町村振興協会理事会の概要について（特別区長会事務局）

議長会

2.18

- 都区協議会及び意見交換会の概要について
- オール東京62市区町村共同事業推進会議について
- 特別区長会調査研究機構について

- 特別区協議会理事会議決結果及び臨時評議員会提出予定案件について
- 全国市議会議長会評議員会（書面開催）の概要について

- 市議会議員共済会理事会及び代議員会（書面開催）の概要について
- 全国市議会議長会建設運輸委員会（書面開催）結果報告について（特別区議会議長会事務局）

特別区長会 令和3年度予算概要

- 令和3年度特別区長会予算が、2月16日（火）開催の区長会総会で議決されました。
- 収入支出予算額は、2億6503万円、主な内容は次のとおりです。

収入

特別区分担金4600万円、特別区全国連携プロジェクト広域連携交流事業実施に伴う関係自治体・区からの負担金4352万8千円、東京都区市町村振興協会助成金1億6546万6千円、前年度繰越金1003万5千円、雑収入1千円です。

支出

事務局の管理事務経費3483万8千円（事務室使用、ネットワーク共同利用に係る負担金等）、区長会運営経費2億2719万2千円（区長会の会議等の運営293万5千円、特別区の行財政に関する調査研究770万6千円、国・都等との連絡調整及び区長会・市長会・町村会共同事業5835万7千円、特別区全国連携プロジェクト事業1億5819万4千円）、予備費300万円です。

（特別区長会事務局）

特別区議会議長会 令和3年度予算概要

- 令和3年度特別区議会議長会予算が、1月18日（月）開催の議長会総会で議決されました。
- 収入支出予算額は1153万4千円で、主な内容は次のとおりです。

収入

特別区分担金621万円、東京都区市町村振興協会助成金180万円、前年度繰越金330万円、諸収入22万4千円です。

支出

事務局の管理事務経費等342万7千円、議長会等運営・調査研究・区政振興費630万円及び予備費180万7千円です。

（特別区議会議長会事務局）

令和2年度公益財団法人 特別区協議会第5回理事会 の結果

2月16日（火）に第5回理事会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

- 1 令和3年度事業計画（決定）
 - 2 令和3年度収支予算（決定）
 - 3 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みについて（決定）
 - 4 令和3年度資金の管理運用方針について（決定）
 - 5 理事候補者の推薦について（決定）
 - 6 令和2年度第1回臨時評議員会（書面決議）の開催について（決定）
 - 7 自治調整資金立替事業における利益相反取引の実施について（報告）（了承）
- （公益財団法人特別区協議会総務部）

新型コロナウイルスワクチン接種に向けた 協力要請について

特別区長会は、2月10日（水）に新型コロナウイルスワクチン接種に向けた対応について、東京都医師会の尾崎治夫会長に面会し、一層の支援と協力をお願いしました。

新型コロナウイルス感染症第3波の中にあつて、ワクチン接種は切り札として期待されており、各区においてその体制づくりが喫緊の課題となっています。特に、接種を行う医師及び看護師の確保等の課題について早急に対応しなければなりません。

感染症やワクチンについて正確な情報を共有し、広く区民等にしっかりと接種を呼びかけるとともに、一人でも多くの区民に確実にワクチン接種をするためには、国、都、特別区と都医師会の緊密な連携が是非とも必要です。

このため、特別区長会では、都に対して、都医師会等との協働により



左より角田都医師会副会長、尾崎都医師会会長、山崎会長、武井副会長、成澤副会長

接種体制を整えるために必要な経費や、医師、看護師等の医療人材の確保等について、広域の調整を要請したところですが、この度、ワクチン接種の円滑な実施に向け、東京都医師会会長に一層の支援と協力をお願いしたものです。

都医師会の尾崎会長からは「ワクチン接種は非常に大切な事業だと思っているので、是非、区、市町村と協力してやっていきたい」旨、発言がありました。

（特別区長会事務局）

令和3年第1回特別区人事・厚生事務組合 議会定例会の結果

2月16日（火）開会の第1回定例会は、出席議員が定足数に達しないため、議長は会議規則第9条の規定により延会を宣告した。

（特別区人事・厚生事務組合総務部）

令和3年第1回特別区競馬組合議会 定例会の結果

2月18日に第1回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例 （可決）
- ・令和3年度特別区競馬組合一般会計予算 （可決）
- ・令和2年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第2号） （可決）
- ・和解の専決処分について （可決）

（特別区競馬組合議会事務局）

令和3年第1回東京二十三区清掃一部 事務組合議会定例会の結果

2月26日に第1回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例 （可決）
- ・令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号） （可決）

- ・令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算 （可決）
- ・令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について（可決） （可決）

（東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局）

路上生活者自立支援センター板橋寮を開設します

令和3年3月22日、第4ブロック（中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区の5区で構成）に設置している路上生活者自立支援センター豊島寮の後継施設として、路上生活者自立支援センター板橋寮（利用定員70名）を開設します。

路上生活者自立支援センター（以下、「自立支援センター」という。）は、路上生活者（ホームレス）の一時的な保護及び就労による自立を支援するため、特別区と東京都が共同して実施している事業の拠点となる施設であり、特別区を5つのブロックに分け、各ブロックに1か所ずつ、5年ごとの持ち回りで設置しています。

事業実施に当たっては、自立支援センターの建設や職業相談体制の確保等を東京都が、利用者の事業利用の承諾や支援のための事業を特別

区が担っており、この内、自立支援センターの運営等、各種支援事業を特別区

人事・厚生事務組合

事務組合



板橋寮外観

（以下、「特人厚」という。）が共同処理しています。

特人厚では、路上生活を余儀なくされている方及びそのおそれのある方の複合的な課題に対応すべく、相談支援の実績をもつ社会福祉法人等に対し、公募による選定を経て、自立支援センターの運営事業を委託しています。板橋寮については、第4ブロックに設置されている豊島寮の運営事業者である（社福）東京援護協会に引き続き運営を委託することとなりました。

今年度は新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言等が発令される中、自立支援センターでも新しい生活様式を取り入れた支援の実施という新たな課題に直面しました。各自立支援センターでは、施設利用者や巡回相談事業対象者の方々にマスクを配布し着用を促す取り組みの他、面談を行う相談室にアクリル板を設置する等、感染防止対策を講じながら事業を運営しています。

開設される自立支援センター板橋寮においても、引き続き、路上生活を余儀なくされている方等が適切な支援に繋がり、自立した生活に移行できるよう、自立支援センター設置区をはじめ、東京都や関係機関等と連携を図りながら、路上生活者自立支援事業の充実に努めていきます。

（特別区人事・厚生事務組合厚生部）

「特別区全国連携プロジェクト 令和2年度全国連携講演会」を開催しました

特別区長会と特別区協議会は、全国連携プロジェクトの推進を目的に、令和3年2月10日（水）に、「新しい生活様式下での関係人口の創出・拡大と地域の魅力の伝え方」をテーマとした講演会を開催しました。

プロジェクトの講演会は、これまで東京区政会館にて実施してきましたが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、初の試みとして、インターネットを活用したライブ配信方式にて実施しました。

当日は、京都大学こころの未来研究センター教授の広井良典氏から「ポストコロナの社会構想」について、早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員の佐久間智之氏から「伝わる」魅力の届け方、共感とストーリー・SDGs・関係人口」について講演いただきました。

きました。

感染症拡大防止のためのオンライン開催でしたが、結果として、これまでの実施方式では参加の難しかった遠方の方々にも多数受講いただくことができ、特別区と全国各地域との結びつきを一層深いものにする良い機会になりました。

（特別区長会事務局・特別区協議会事業部）



京都大学こころの未来研究センター教授 広井良典氏



講演会配信の様子



早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員 佐久間智之氏

令和3年度特別区職員 採用試験・選考実施日程発表

特別区人事委員会は、1月15日（金）に令和3年度特別区職員採用試験・選考の実施日程を発表しました。

Ⅰ類採用試験（一般方式）、Ⅱ類（土木・建築新方式）の試験案内は、3月19日（金）から各区役所及び特別区自治情報・交流センター（東京区政会館4階）で配布を始め、申込受付を開始します。第1次試験は、5月2日（日）に実施し、最終合格発表は、技術系試験区分が、7月27日（火）、その他の試験区分は8月4日（水）に行います。技術系職員は、人材確保のため、その他の職員より最終合格発表を1週間早めています。

経験者採用試験・選考、就職氷河期世代を対象とする採用試験の第1次試験・選考は9月11日（土）に、また、Ⅲ類採用試験、障害者を対象とする採用試験の第1次試験・選考は、9月12日（日）に実施します。

Ⅲ類採用試験、経験者採用試験・選考、障害者を対象とする採用試験、就職氷河期世代を対象とする採用試験の最終合格発表は、11月19日（金）に行います。

実施する試験・選考区分、採用予定数等の詳細については、各採用試験・選考案内で発表します。

（特別区人事委員会事務局）

○「特別区職員ハンドブック2021」構成

巻頭論文	「新型コロナ禍と特別区政」 （大森彌東京大学名誉教授）
第Ⅰ編 特別区と区政	第1章 23区のすがた
	第2章 23区の現況
	第3章 区民のくらしと区政
	第4章 人権
第Ⅱ編 自治制度と特別区	第1章 地方自治制度
	第2章 地方税財政制度
	第3章 地方分権
	第4章 特別区制度の沿革
第Ⅲ編 組織と仕事	第1章 組織と職員
	第2章 区政の運営
	第3章 人事
	第4章 財務
	第5章 文書

○購入場所等

購入場所	問い合わせ先
特別区自治情報・交流センター	03-5210-9051
八重洲ブックセンター 本店	03-3281-1811
くまざわ書店 都庁店	03-5320-7537
株式会社ぎょうせい	0120-953-431

※令和3年4月から購入できるように準備しています。

※電子書籍の購入方法は、株式会社ぎょうせいにお問い合わせください。

特別区職員研修所 編 「特別区職員ハンドブック 2021」の発行

令和3年3月に「特別区職員ハンドブック2021」を発行します。

特別区職員研修所では、共同研修を充実・強化するとともに23区の人材育成を支援する目的で、教材開発などの調査研究事業を行っています。その一環として、特別区職員ハンドブックを発行しています。

今回発行する「特別区職員ハンドブック2021」は、メインの読者を採用後5年未満の職員と想定し、大森彌東京大学名誉教授の論文をはじめ、23区を取り巻く行政課題、地方自治・税財政制度、特別区制度の沿革、組織と仕事の進め方等、23区で働く職員に必要と考えられる基礎的な知識を、分かりやすい表現で網羅しています。



定価 880円（10%税込）

また、本書は、職員だけではなく、23区について知りたい方にも、おすすめできる一冊です。この機会にぜひご覧ください。
最後になりますが、本書の編さんにご尽力いただきました多くの方々に厚くお礼を申し上げます。

（特別区職員研修所）

「管理職昇任前研修」を実施しました

令和2年12月から令和3年1月にかけて、管理職昇任前研修を新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で延べ5日間の日程で実施し、133名が受講しました。

12月の通所Ⅰ（2日間）では、管理職に必要なとされる知識・能力の習得をねらいとした講義・ロールプレイング等を実施しました。また、特別区副区長会会長の佐藤安夫荒川区副区長から管理職としての心構えや自身の経験談など貴重な講話を伺いました。

また、例年なら2泊3日の宿泊で行う1月の研修は、感染症対策の観点から3日間の通所に変更して実施しました（通所Ⅱ）。内容としては、管理職に求められる「説明・交渉力」、「判断・意思決定力」、「組織、戦略、職員及び事業のマネジメント力」を習得し、実践力を強化するため、班討議、ロールプレイング等の手法を駆使

して例年に劣らぬ効果があがるよう図りました。本研修の研修生及び講師の感想を紹介します。

葛飾区 教育委員会事務局
生涯学習課 郷土と天文の博物館
館長 高橋 裕之（研修生）

今回の研修に際して、家族の理解や職場の協力、そして特別区職員研修所の新型コロナウイルス感染症予防対策のおかげで、無事に研修を終えることができましたことに感謝申し上げます。

研修は、管理職として必要な知識やスキルを習得できるよう、講師の方やクラスリーダーが体験談も交えた丁寧で分かりやすい説明をしてくださり大変勉強になりました。一方、周りを見渡すと、自分以外は全員優秀な受講生に映り、自らの評価を下げられないとい

カリキュラム	
《通所Ⅰ研修》会場：CIVI研修センター秋葉原	
《通所Ⅱ研修》会場：CIVI研修センター秋葉原、特別区職員研修所	
日程	教科目
12月 10日～11日 22日～23日	危機管理
	特別区における労使関係
	労使関係における組合の立場
	議会対応について
	不当要求対応（講義・ロールプレイング）
1月6日 1月20日	特別区の現状と課題
	講話
1月7日 1月21日	ロールプレイング（労使・住民説明会）
	ロールプレイング（労使・住民説明会）
1月8日 1月22日	管理職の意思決定（インバスケゲーム）・職場のマネジメント（講義・演習）
	管理職の意思決定（インバスケゲーム）・職場のマネジメント（講義・演習）
1月8日 1月22日	事業のマネジメント（講義・演習）
	事業のマネジメント（講義・演習）

いう危機感を感じながら受講していただきました。宿泊がなかったため、受講生同士のコミュニケーションの機会が例年に比べて少ない状況でしたが、その分、ボロが出ないという利点があったことは否定いたしません。また、様々な事例の対処方法を

ロールプレイング形式で学ぶ科目で、班討議の際に自分では思いつかない様々な意見が出され、引き出しを増やせたことが財産になりました。この研修を通じて得た知識やスキルを、今後の管理職人生に活かしていきたいと考えております。

最後に、今回の研修受講生のみなさんとは、どこかでお目にかかるかもしれません。その時は、宿泊出来なかった組の同志として仲良くお付き合いいただければと思います。

特別区人事・厚生事務組合
特別区職員研修所 調査研究担当
課長 増田 陽平（講師）

本研修は、管理職昇任に向け、その自覚と心構えの醸成、区を越えた人的ネットワークの構築が目的です。

今年度は、情勢を踏まえ、宿泊予定だった部分を、カリキュラム内容はそのままに通所Ⅱへと変更し、従来通りの通所Ⅰと併せた5日間での実施となりました。

通所Ⅱは、「ロールプレイング（労使・住民説明会）」「管理職の意思決定・職場のマネジメント」「事業のマネジメント」について、与えられた事例に対



通所Ⅰ研修

し、「個人研究」↓班討議↓クラス共有」をそれぞれ行う内容で、演習が中心となります。

研修が実り

あるものとなるには、研修の主役である研修生一人ひとりの積極的な参加が必要不可欠ですが、開始前は宿泊の取り止め等による参加意欲の低下を懸念していました。しかし、いざ始まってみると、班討議での活発な意見交換やロールプレイングでの役になりきった緊迫のやりとり等々、積極的に参加している姿が見られ、その思いは杞憂に終わりました。宿泊でなく残念という方も多かったようですが、目の前の状況で、最善を尽くす姿勢に接し、大変頼もしく感じました。

また、最後の管理職に向けた決意表明では、全員が先を見据えた前向きな素晴らしい思いを述べていました。今後は、ぜひ、その共有した思い等、研修で得たものを大事にし、ご活躍いただくと共に、次の世代にもつなげていくってください。

最後になりますが、研修生のみなさん、本当にお疲れ様でした。また、ご協力いただいた全ての関係者の方に、改めて御礼申し上げます。

（特別区職員研修所）



通所Ⅱ研修

特別区職員研修所からのご案内

5月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

ステップアップ研修「協働型リーダーシップ」

日時：5月19日（水）
9:00～17:00

対 象：主任以下の職員

内 容：自らのリーダーシップの特性を知り、プラスの方向へ組織貢献ができる職員を目指す。
また、リーダーとして必要となる、後輩、上司や先輩への関わり方を習得する。
「職場のリーダーに求められるリーダーシップ」や「後輩の自発性を引き出すコミュニケーションの方法」等を学ぶ。

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
専門研修		
戸籍（初級）①	5月下旬	初めて戸籍事務を担当する職員
医薬衛生新任実務	5月中旬	医務・薬事業務に従事する職務経験 1 年程度の職員
高齢者保健福祉	5月中旬～下旬	高齢者保健福祉に携わる職務経験 1 年程度の職員
保育・子育て①	5月中旬	保育・子育て支援に携わる職務経験 1、2 年程度の職員
まちづくり（入門） ～体系・用語～①②	①4月下旬 ②5月上旬	まちづくり事業関連の職場に初めて配属された職員
まちづくり（特別講座） ①②	①5/17(月) ②5/26(水)	まちづくりに関連する事業を担当する職員
まちづくり（基礎Ⅰ） ①②③	①5/10(月) ②5/14(金) ③5/27(木)	まちづくり事業関連の職場に初めて配属された職員
区画整理	5月下旬	土地区画整理事業を担当する職務経験 1 年程度の職員
建築主事養成	5月下旬～6月下旬	建築基準適合判定資格者検定の受検を検討している職員及び受検資格（一級建築士試験に合格しており、審査実務を 2 年以上経験等）を有する職員
児童相談所関連研修		
児童福祉司任用後研修	5月中旬～下旬	(1) 児童福祉司として任用後 1 年目の職員 (2) (1) の他、子ども家庭福祉行政に携わる職員（心理職を含む）
司法面接①	5月下旬	児童相談所及び子ども家庭支援センターを含む福祉関連施設等に勤務する職員、児童福祉司任用前講習会・指定講習会修了者、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上①	5/21(金)	係長級以下の職員 ★主任の職員
説明力・交渉力強化①	5/17(月)、18(火)	係長級以下の職員 ★区民対応などの業務を円滑に行うため、分かりやすい説明や交渉力を身につけたい主任以下の職員
クレーム対応①	5/27(木)	係長級以下の職員 ★窓口等で区民対応を行っている主任以下の職員
集客力を高めるチラシ・ 伝わる資料の作り方①	5/25(火)	主任以下の職員 ★区民向け講座などの企画や募集チラシ作成を担当する主任以下の職員
マネジメント実践のための チームコーチング①	5/26(水)、6/22(火)	係長級以上の職員 ★チーム（係）としての成果を最大化できる部下の育成や支援を効果的に行うスキルを身につけたい係長級の職員
試行研修		
動物愛護管理行政	5/25(火)	保健所等において動物愛護管理業務に従事する職員

◆新型コロナウイルス感染症対策により、研修が中止又は延期になる場合があります。予めご了承ください。

※紙面の都合上、5月に実施する研修の一部を紹介しています。（一部、4月、6月に実施する研修を含む）

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より一ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ（<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujo/index.html>）もご覧ください。
（特別区職員研修所）



東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 4月開講講座のご案内です！！

東京都立大学オープンユニバーシティでは、オンライン スペシャル講座を開講いたします。

オンラインならではの特性を活かし、全国の様々な研究者や専門家が登壇し、ユニークかつ興味深い講座を提供します。

※パソコンやタブレット、スマートフォンを通じての<オンライン形式>講座となります。Zoom アプリ(無料)を使用します。

※アーカイブ配信(録画)も視聴できます。

●日本の魅力ある博物館・美術館シリーズ第1弾

【講座コード：2111G105】

国立民族学博物館 フォーラムとしての博物館

国立民族学博物館(みんぱく)は、博物館という名前ではありますが、民族学・文化人類学の分野の大学共同利用機関として、1977年に大阪・千里の1970年万博の跡地に開館しました。その研究機関が研究資料の蓄積と研究成果の公開の回路として博物館機能をもち、また総研大・総合研究大学院大学の2専攻を通じて、大学院教育にも従事しているという組織です。

民博には現在専任教員が52名在籍していますが、それぞれが世界各地でフィールドワークに従事し、研究資料としてのコレクションを築きあげてきています。

民博がこれまでに収集してきた標本資料、モノの資料は、現在、約34万5千点。これは、20世紀後半以降に築かれた民族学コレクションとしては世界最大のものとなっています。また、民博は、施設の規模の上で、現在、世界最大の民族学博物館となっています。

第1回「知のフォーラムをめざした博物館づくり」

みんぱくは、「知のフォーラム」をめざして活動を展開してきました。ここで言うフォーラムとは、立場や文化を異にするさまざまな人びとがそこで出会い、相互に交流と啓発を重ねる中で、新たな議論や挑戦、協働が生まれてくるような場所を指します。

この講座では、博物館における展示、情報化、研究活動において、世界の博物館や研究機関と連携しながら、みんぱくがどのようにしてフォーラムの理念を実現してきたのか、その軌跡をご紹介します。

第2回「地域文化と博物館」

地域で連綿と育まれ、受け継がれてきた地域文化は、災害からの復興を支える存在となります。一方で、こうした地域文化は、変化が大きい現代社会のなかでは、容

易に忘れ去られてしまう存在ともなっています。この講座では、東日本大震災から10年の間、みんぱくの活動のなかで、私たちが地域の住民とともに議論を深めてきた復興を支える地域文化の力について、3月4日から5月18日までみんぱくで開催する特別展「復興を支える地域の文化ー3.11から10年」の展示内容を紹介しながら、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

講 師：

第1回：吉田 憲司 国立民族学博物館 館長

第2回：日高 真吾 国立民族学博物館 教授

日 程：

4月24日(土) 15:30~17:00、

5月11日(火) 18:30~20:00(全2回)

受講料：5,000円 ※高校生無料

場 所：オンライン形式

* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。(特別区協議会事業部)

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>

Tel.03-3288-1050(平日 9:00~17:30)

●パンフレットを無料送付いたします。

公益財団法人特別区協議会 令和3年度予算概要

令和3年度の公益財団法人特別区協議会予算は、2月16日に開催された令和2年度第5回公益財団法人特別区協議会理事会において令和3年度事業計画とともに議決されました。

本予算は、公益財団法人として健全な法人運営を遂行するとともに、限られた財源の中で各事業の実績や課題、優先度及び予算の妥当性を検証し、より効率的・効果的な事業運営に努めることを基本とし、事業計画に沿って編成しました。

収入総額は25億932万3千円（対前年度比1億3932万6千円の増）、支出総額は26億7275万8千円（対前年度比3186万7千円の減）となりました（表1）。

支出増減の主なものは、東京区政会館別館建設工事経費の増で1億8967万6千円、調査研究テーマ数の減による特別区長会調査研究機構の事務経費の減で2480万3千円です。

いずれも、（公財）東京都区市町村振興協会の助成金を財源とするものです。

主な事業内容は次のとおりです。

公益目的事業会計

収入23億5269万3千円
支出25億307万9千円

（公1事業）

特別区の自治に関する調査研究及び普及啓発事業並びに特別区民等の住民福祉の向上に資する知識、教養の普及に関する事業

各区からの分担金（1区あたり50万円）、（公財）東京都区市町村振興協会からの助成金及び収益事業等会計からの繰入金等を財源に、以下のような事業を実施します。

（1）特別区制度の調査研究事業

今後の特別区のあり方等の検討に関する助言を得るため、特別区制度懇談会及び特別区制度研究会を引き続き実施します。

また、特別区長会調査研究機構事務においては、特別区及び地方行政に関わる課題について、特別区と連携し、調査研究を行います。

その他、特別区の事務事業に係る法律上の紛争について調査研究し、情報提供します。

表1 特別区協議会 令和3年度収支予算（資金ベース）（単位：千円）

【収入の部】					
会 計 名	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	主な増減理由
公益目的事業会計	2,352,693	2,187,409	165,284	7.6%	○東京区政会館別館建設工事経費に係る助成金の増
収益事業等会計	153,100	204,557	△ 51,457	△ 25.2%	○東京区政会館2階商業店舗退去に伴う収入の減
法 人 会 計	11,477	11,099	378	3.4%	○財産運用収入の増
内部取引消去	△ 7,947	△ 33,068	25,121	—	
計	2,509,323	2,369,997	139,326	5.9%	

【支出の部】					
会 計 名	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	主な増減理由
公益目的事業会計	2,503,079	2,502,459	620	0.0%	○東京区政会館別館建設工事経費の増 ○特別区長会調査研究機構調査研究テーマ数減による減 ○情報ネットワーク更新終了による減
収益事業等会計	152,252	209,260	△ 57,008	△ 27.2%	○建物修繕費の減
法 人 会 計	25,374	25,974	△ 600	△ 2.3%	○振込手数料の減
内部取引消去	△ 7,947	△ 33,068	25,121	—	
計	2,672,758	2,704,625	△ 31,867	△ 1.2%	

(2)特別区の自治に関する情報提供事業

特別区自治情報・交流センターに特別区が発行する行政資料、特別区の自治制度や特別区政に関する資料をそろえ、来館者に提供するとともに、東京大都市地域に関する歴史的資料や統計情報についてもホームページで提供します。

(3)特別区の自治に関する普及活動事業

区民や特別区職員等を対象に、特別区の課題を中心とした講座等を開催します。また、区議会議員を対象に、地方自治や特別区の課題等をテーマにした講演会を実施します。

また、東京都立大学との共同事業として、オープンユニバーシティ講座を実施します。

東京区政会館の施設を活用した事業としては、特別区と他都市との交流を促進する事業を実施します。都市交流事業の一環として行う特別区全国連携プロジェクト事業については、特別区や特別区長会と連携し、自治体間連携講演会、魅力発信イベント等を開催します。

その他、特別区政に関する情報を周知するため、各種刊行物を発行します。

(4)オール東京62市区町村共同事業

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」共同宣言に沿って、温室効果ガス標準算定手法に基づく各区排出量の算出などを行います。

(5)企画広報事業

当協議会や東京区政会館入居団体の事業を周知するため、「区政会館だより」を毎月発行します。

ホームページについては、当協議会の事業や法人運営等に関する情報をわかりやすく、魅力的に発信します。

その他、地方行財政調査会の会員となり、行財政データ等を23区に提供します。

(公2事業)

特別区有物件の火災等による損害の補てん事業

特別区が所有する財産等を対象とする火災共済事業を行います。補てんの対象は、火災、落雷、風水害、雪害及び土砂崩れによる損害で、各区からの保険料収入及び積立金で運営しています。

(公3事業)

東京区政会館等の管理運営事業
特別区の共同事業の執行及び協議の場としての東京区政会館等の

管理運営を行います。経費は、公共団体等の入居団体の会館維持費負担金等により賄います。

飯田橋の東京区政会館については、長期にわたり安全で快適な執務環境を維持することを目的に、新たな中長期保全計画を策定して適切な維持管理を行います。

東京区政会館別館の整備については、特別区職員研修所として活用することを目的に令和2年5月から進めている建設工事の進捗管理を行い、令和4年7月のしゅん工を目指します。

また、引き続き、特別区職員研修所の仮移転先である秋葉原の分室を確保・提供します。

収益事業等会計

収入1億5310万円
支出1億5225万2千円

(収1事業)

東京区政会館の一部を商業テナントに賃貸する事業
商業テナントへの賃貸、地下駐車場の貸付、自動販売機等の設置に係る事業を行います。

(他1事業)

特別区が連携して実施する事務を支援する事業

(1)特別区自治体総合賠償責任保険事業

特別区の施設や業務に起因する事故に対する保険の契約や保険料に関する事務を行います。

(2)自治調整資金立替事業

特別区の職員が職務上の任務に起因して発生した事件の解決に要する費用の一部を立替えます。

(3)軽自動車税受付業務手数料支払受託事業

軽自動車関係団体が各区に代わって行う軽自動車税申告書の受付業務等の手数料について、各区の負担金をとりまとめて支払います。

法人会計

収入1147万7千円
支出2537万4千円

評議員会や理事会などの会議開催や監事報酬等の管理事務を行います。定時評議員会は年1回6月に、理事会は年4回開催予定です。

(特別区協議会総務部)

東京二十三区清掃一部事務組合 令和3年度予算概要

令和3年度の東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算は、2月26日に開催された令和3年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会で議決されました。

令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい財政状況にさらされる中で、「安全で安定的な中間処理」を持続可能なものとするために、最大限経費の抑制、削減に努めることで財源を捻出し、課題に対して真摯に向き合い、積極的に対応していくことを基本に編成しました。

その結果、予算総額は924億3000万円で、前年度当初予算と比較して4億9600万円、0・5%の増となりました（図1のとおり）。

◆歳入◆

歳入予算においては、「特別区分担金」が390億円で、前年度に対して20億円、5・4%の増となりました。

特定財源においては、「廃棄物処理手数料」が持込ごみ量の減により、前年度に対して27億5500万円、17・4%の大幅な減となりました。

また、「諸収入」において、エネルギー売払収入が売電単価の下落及びごみ量減少に伴う発電量の減などにより、15億300万円、15・1%の大幅な減となりました。

「国庫支出金」は、建替工事に対する循環型社会形成推進交付金と延命化及び再稼働工事に対する二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金で、前年度に対して15億4400万円、28・1%の大幅な増となりました。

◆歳出◆

歳出予算においては、清掃工場等の維持管理及び運営に要する経費である「清掃費」が、焼却灰の資源化実施規模拡大等に加え、予防保全としてごみバンカゲート接触事故防止対策、予備部品の事前調達などに取り組み、前年度に対して4億4200万円、1・0%の増となりました。

清掃工場の建設等に要する経費である「施設整備費」が、前年度に対して2億6000万円、0・8%の増となりました。

これは、主に光が丘清掃工場の建設工事が完了することや、大田清掃工場第一工場再稼働工事の進捗により大幅な減となった一方で、目黒及び江戸川清掃工場建設工事の進捗により大幅な増となったことによるものです。

その他、清掃工場の機能維持及び向上を図る改修経費や、不燃・粗大ごみ処理施設の整備に係る経

図1 令和3年度 東京二十三区清掃一部事務組合 一般会計歳入歳出予算 (単位：千円)

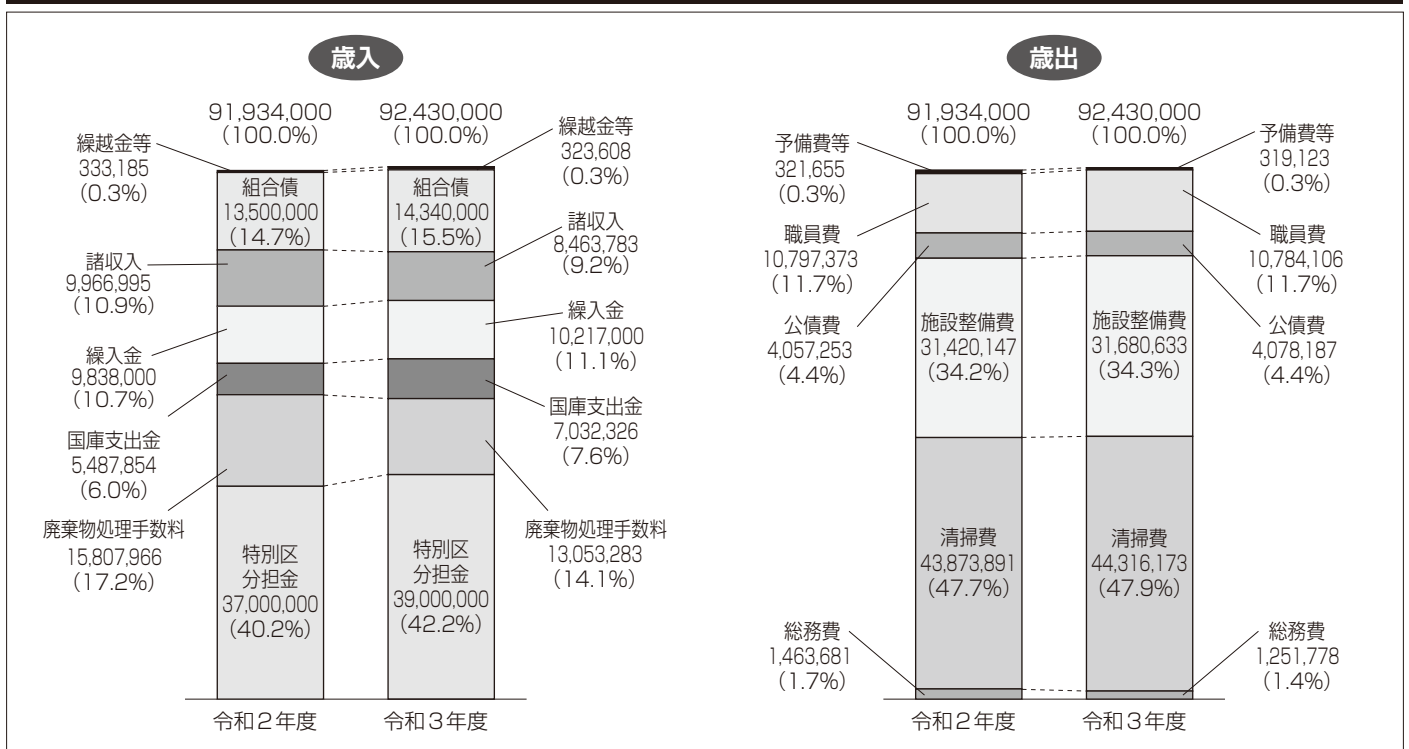


表1 令和3年度 施設整備費の概要 (単位：千円)		
区 分	整 備 内 容	事 業 費
清掃工場の建設	清掃工場の建替え等に伴う経費 ○光が丘清掃工場（建替事業に伴う事後調査委託） ○目黒清掃工場（建替工事等） ○江戸川清掃工場（建替工事等） ○世田谷清掃工場（建替事業計画策定調査委託等）	22,104,153
清掃工場の延命化	清掃工場の延命化工事に伴う経費 ○港清掃工場（焼却設備外更新工事等） ○千歳清掃工場（発電機の接続検討申込みに伴う調査委託）	2,592,243
清掃工場の施設整備	清掃工場の機能の維持及び向上を図る改修経費 ○公害監視設備整備（中央、有明清掃工場等） ○建築設備等整備（品川、新江東清掃工場等） ○その他設備整備（品川、多摩川清掃工場等）	2,683,490
清掃工場の再稼働	清掃工場の再稼働工事に伴う経費 ○大田清掃工場第一工場（プラント設備工事等）	4,291,523

費を計上しました。
 なお、「施設整備費」の概要は表1のとおりです。
 組合債の償還等に要する経費である「公債費」は、新たな元金償還が始まることなどにより、前年度に対して2100万円、0・5%の増となりました。
 （東京二十三区清掃一部事務組合 財政課）

23区のごみの中間処理に関する情報は「ごみれば23」で!!

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という）では、清掃事業への理解を深めていただくためのパンフレット「ごみれば23」を毎年12月に発行しています。

「ごみれば23」は、清掃一組が行うごみの中間処理に関する説明が中心となっていますが、ごみの収集・運搬や資源回収、3R、埋立処分場の状況など、23区で行われている清掃事業全体についても記載しています。また、子ども向けに「ごみれば23 kids」、外国の方向けに「Waste Report23」も発行しています。

清掃一組本庁舎、各清掃工場・中防処理施設管理事務所で配布しているほか、清掃一組ホームページでPDFデータやデジタルブックを閲覧できます。

この冊子が、循環型社会の形成をめざす清掃一組の事業や取り組み、そして、23区で行われている清掃事業の現状をご理解いただける手助けになればと思います。ぜひ一度、ご覧ください。

清掃一組ホームページアドレス
<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>
 または、

 で、アクセスするんだピカー!!

清掃一組キャラクター
 「フーネン」



「ごみれば」表紙
 （左：一般向け、右：子ども向け）

特別区競馬組合 令和3年度予算概要

令和3年度特別区競馬組合一般会計予算は、2月18日（木）に開催された令和3年第1回特別区競馬組合議会定例会で原案どおり議決されました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として大井競馬場・場外発売所の入場者数を制限しつつ、在宅投票を中心とした売上の向上を目指します。そのため、魅力あるレース映像の提供を心がけ、WEB上では大井競馬の話題の拡散と認知向上に努めます。さらに、競馬の根幹たる競馬番組の充実や強い馬づくりへの取り組みを続けるとともに、放馬事故や不祥事案の防止対策を徹底します。より一層大井競馬の優位性を確立することで、事業の継続的な発展を目指していきます。

大井競馬事業計画

①開催規模

97日（20日減）
開催日数は、前年度から2日減の年間97日開催、夜間開催（トゥインクルレース）は79日（前年度比3日増）、昼間開催は15日（前年度比5日減）、年末開催は3日（増減無し）を計画しています。

また、総利用人員は、15,937,320人、うち大井競馬場入場者数は19万1,210人を見込んでいます。

②売得金額

約1600億円（約2%増）
勝馬投票券の総売得金額は、

1602億5690万、一日平均売得金額は、16億5213万円を見込んでいます。

大井競馬の事業運営方針

大きく変容する社会に適応し、23区への安定的な財政貢献を果たすため、「新たな社会と大井競馬」「大井競馬ブランドの発信と拡散」「魅力ある質の高い競走の提供」「収益確保のための経営基盤強化」「大井競馬の今後の取り組み（変革の推進）」を基本方針とし、各種事業を行います。

重要振興策の実施

①映像コンテンツの強化と配信の拡充
大井競馬の実況放送番組の質の向上に取り組み、従来のMXTVやスカパーに加え新たな配信手段として有料動画配信(DAZN)を拡充します。また特に注目の集まる競走については地上波、BS放送などのTV中継を実施します。

②インターネットを介した広報への注力
ウィズコロナ時代を迎え、大井競馬のプロモーション事業のWEBへのシフトを推進します。

特に、公式ホームページ、Twitterなどの様々なツールによる情報の発信や無料動画配信による話題の喚起に努め、各ツールの特性を活用し、ユーザー間のコミュニティ等による情報の伝達を通じて、大井競馬の話題の拡散を図ります。

令和3年度発売所別売得金額内訳 (単位：千円)

	夜間開催		昼間開催		年末開催		令和3年度合計			対前年度比 (総額)
	日数	1日平均	日数	1日平均	日数	1日平均	日数	1日平均	金額	
大井競馬場	79日	21,293	15日	12,419	3日	68,134	97日	21,370	2,072,843	17.58%
オフト後楽園	79日	26,975	15日	23,362	3日	73,520	97日	27,856	2,702,026	44.55%
オフト汐留	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オフト京王閣	79日	4,327	15日	3,830	3日	12,749	97日	4,511	437,551	91.75%
オフトひたちなか	79日	3,462	15日	2,721	3日	8,825	97日	3,513	340,772	54.05%
オフト大郷	79日	2,783	15日	2,636	3日	6,829	97日	2,886	279,912	48.24%
新潟地区	79日	5,047	15日	4,122	3日	12,211	97日	5,126	497,181	52.71%
益田	79日	1,223	15日	1,333	3日	2,812	97日	1,289	125,015	78.97%
オフト伊勢崎	79日	1,740	15日	1,290	3日	6,945	97日	1,831	177,642	58.38%
山形地区	79日	7,612	15日	8,333	3日	15,427	97日	7,966	772,654	80.47%
浦和	79日	16,728	15日	15,847	3日	48,302	97日	17,569	1,704,155	68.86%
船橋	79日	21,515	15日	19,683	3日	63,535	97日	22,531	2,185,541	69.00%
川崎	79日	25,763	15日	22,787	3日	73,206	97日	26,770	2,596,680	69.63%
広域	79日	97,330	15日	86,443	3日	288,583	97日	101,562	9,851,477	74.21%
S P A T 4	79日	805,461	15日	760,011	3日	2,095,265	97日	838,324	81,317,398	118.75%
楽天	79日	282,010	15日	263,782	3日	664,117	97日	291,009	28,227,827	127.81%
JRAネット投票	43日	453,969	7日	439,982	1日	4,367,711	51日	528,789	26,968,235	130.16%
合計	79日	1,570,367	15日	1,433,923	3日	4,896,364	97日	1,652,133	160,256,909	101.98%

※オフト汐留は、併設するWINS汐留場外発売所における制限の緩和状況により再開（未定）する予定。

③厩舎地区秩序維持のための環境整備
大井競馬場厩舎地区及び小林牧場分厩舎の管理を強化し、放馬事故等の発生を未然防止に努めます。加えて、小林牧場については監視カメラシステムを増設します。

④競走番組の充実に向けた取り組み
優勝劣敗の原則に基づく、賞金・奨励金の充実により、質が高く迫力のあるレースを増やします。また、大井競馬の競走は現在、右回りにて行っていますが、左回り競走を実施することで競馬番組の多様性を充実させます。左回り競走の実施にともない、左回りに対応した決勝審判やコース整備などの事業に取り組みます。

⑤トゥインクルレース35周年記念事業
令和3年は大井競馬が日本初のナイター競馬「トゥインクルレース」を開始してから35周年を迎えます。そこで35周年を記念して、WEB等を活用した35周年プロモーション事業を実施します。

⑥新たな執務環境の整備
国が推奨する電子決裁、ペー

パールレスを取り込み、次代の文書管理、公営企業会計システムを開発します。併せて、コロナ禍による新しい働き方への対応として、テレワークに必要な機器の整備やグループウェアによる組織内のコミュニケーションと連携の向上を図ります。また、組織改正に合わせた執務環境を整備します。

令和3年度予算概要

令和3年度特別区競馬組合一般会計予算は、収益的収入1713億5138万5千円、収益的支出1662億9928万1千円、資本的収入3千円、資本的支出1億5946万2千円となっています。

令和3年度の主な事業と経費は以下のとおりです。

★競馬番組（賞典費）
約121億8784万円
（金額は概算）

年間1150競走を実施します。開催の特性に合わせて効果的に競馬番組を編成し、魅力ある競走を提供していきます。また、年末に行う東京大賞典競走には、サントアニタ競馬場と連携を図ることにより、一流外国馬を誘致し、東京大賞典の価値を高めます。

★広報活動

約22億7838万円

令和3年度の大井競馬は、コロナ禍において増加した在宅投票会員の定着と更なる利用者拡大を実現するために、これまで東京をメ

インに実施してきた広報活動や各種プロモーションを全国展開し、大井競馬や競走馬の魅力、余暇における選択肢としての楽しさを広く発信します。新型コロナウイルス感染症の動向などの社会情勢の変化に応じた広報活動を柔軟かつ的確に展開することにより、大井競馬の認知度向上やお客様の拡大を図っていきます。

★在宅投票の拡大

約127億2250万円

引き続き、売上の中核を担う在宅投票は、大井競馬の重要な販路となります。在宅投票の会員の獲得、利用率の向上は、大井競馬の売上維持、拡大に必須の課題であり、それぞれの発売システムの特徴に応じた振興策を実施します。

★競馬場の安全確保、公正確保及び防疫対策等の取り組み
約4億601万円

お客様が安心して競馬を楽しめる環境を提供するため、自主体制による警備の実施や厩舎地区の警備の徹底、禁止薬物陽性馬発生防止対策、厩舎地区の防疫対策、関係者の公正確保対策等、場内の秩序維持に厳しい姿勢で取り組みます。

★競馬場・場外発売所の環境整備

約7674万円

※事業経費一部再掲
競馬場や場外発売所は、臨場感や一体感といったライブ感を持ってお楽しみいただくことができる場所であり、幅広い層のお客様に

競馬本来の魅力を伝える場であることから、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、引き続き、お客様が安心して来場できる安全な環境を整備していきます。

★23区との連携・協力の推進

約640万円

大井競馬の事業運営が23区財政へ寄与している収益事業であることの理解を得られるよう、23区に対する情報提供に努めます。さらに、大井競馬が23区の主催であり、特別区民の身近な存在であることを広く伝えるため、東京メトロポリタンウィークを行い、23区名・地名等にちなんだ競走を実施します。これに併せて、テレビや

WEBサイト等のメディアを用いて23区のPRを行います。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症によって、社会全体が新たな社会のあり方を模索するなか、大井競馬もまた将来を見据え、在宅投票を売上の軸とした運営の再構築、機能的な組織への変革、情報発信の見直し、職員の働き方改革等に積極的に取り組んでいます。これら事業の推進により、大井競馬の価値を一層高め、今後も23区の財政に貢献してまいります。

（特別区競馬組合競馬事務局）

令和3年度特別区競馬組合一般会計予算

（単位：千円）

1 収益的収入及び支出 収入

款	項	令和3年度予算額	令和2年度予算額	比較増△減	前年度比
1	営業収益	171,079,934	167,251,401	3,828,533	102.3%
	1 競馬開催収益	161,940,461	158,875,463	3,064,998	101.9%
	2 場外業務収益	9,035,874	8,266,320	769,554	109.3%
	3 その他営業収益	103,599	109,618	△6,019	94.5%
2	営業外収益	271,448	227,223	44,225	119.5%
3	特別利益	3	3	0	100.0%
	収入計	171,351,385	167,478,627	3,872,758	102.3%

支出

款	項	令和3年度予算額	令和2年度予算額	比較増△減	前年度比
1	営業費用	164,733,694	161,345,259	3,388,435	102.1%
	1 競馬開催費用	157,802,916	154,983,375	2,819,541	101.8%
	2 場間場外費用	6,181,473	5,659,773	521,700	109.2%
	3 一般管理費	259,921	220,948	38,973	117.6%
	4 償却費	489,384	481,163	8,221	101.7%
2	営業外費用	564,907	395,166	169,741	143.0%
3	特別損失	680	16,685	△16,005	4.1%
4	予備費	1,000,000	500,000	500,000	200.0%
	支出計	166,299,281	162,257,110	4,042,171	102.5%

2 資本的収入及び支出 収入

款	項	令和3年度予算額	令和2年度予算額	比較増△減	前年度比
1	資本的収入	3	3	0	100.0%
	収入計	3	3	0	100.0%

支出

款	項	令和3年度予算額	令和2年度予算額	比較増△減	前年度比
1	資本的支出	159,462	563,655	△404,193	28.3%
	支出計	159,462	563,655	△404,193	28.3%



4月の開催予定

競馬開催日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
大井	井												大井競馬開催													大井競馬開催					
川崎	崎											プリリantカップ			東京スプリント								川崎競馬開催				東京プリンセス賞				
船橋	橋																														羽田盃
浦和	和																														



ブリリアントカップ (SⅢ)

●4月13日 (火)
●1,800m

5月に行われる大井記念(SI)、さらに6月に行われる帝王賞(JpnI)を目指す、古馬中距離戦線の馬たちがしのぎを削ります。トゥインクルレース開幕を飾る最初の重賞レースとして注目が集まります。



東京スプリント (JpnⅢ)

●4月14日 (水)
●1,200m

秋の東京盃(JpnⅡ)と並び、1,200mの交流競走です。昨年はJRA所属馬のジャスティン号がこのレースを制したのち、東京盃を制するなど、秋の短距離交流重賞につながる一戦となります。



東京プリンセス賞 (SI)

●4月28日 (水)
●1,800m

浦和の桜花賞に続く、南関東牝馬クラシック三冠レースの第2弾。若き乙女たちが3歳女王の座を賭けて火花を散らします。牝馬クラシック路線を順調に進んできた有力馬と春に急成長した新勢力との華麗な戦いが繰り広げられます。



羽田盃 (SI)

●4月29日 (木祝)
●1,800m

レース名は、東京での最初の競馬が1927年に羽田で開催されたことに由来します。南関東3歳クラシック戦線の第一関門となる1,800m戦は、スピードだけでなく持久力も重要な要素です。TCK重賞の中でも上位人気馬が強いレースとして知られています。

開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
16	1/18~1/22	8,265,015,050円	772,631人	1,653,003,010円	154,526人	10,700円	114.7%	110.0%	104.4%

※実際の運行状況等はTCKのホームページをご確認ください。

■交通のご案内

●無料バスのご案内
大井町線(東急バス)
往路: JR大井町駅(中央口東・7番停留所)
復路: 正門2番乗り場より運行

●その他の交通機関のご案内(有料)
東京モノレール「大井競馬場前」駅下車、徒歩2分
京浜急行「立会川」駅(急行停車)下車、徒歩12分

●復路のみの無料バスのご案内

①品川駅経由目黒線(都バス・品93系統路線バス)
復路: 正門1番乗り場より運行
②JR品川駅直行バス(都バス)
★トゥインクルレース開催及び年末開催中のみ運行
復路: 正門1番乗り場より運行

■駐車場のご案内

第1駐車場1,471台
料金: 1日1台につき車1,000円、
オートバイ200円
※第2、3駐車場は混雑時のみ営業します。



編集

- 特別区長会事務局調査第1課
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合総務部企画財政課
- 公益財団法人特別区協議会総務部企画財政課
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課
- 特別区競馬組合競馬事務局開催サービス課

- TEL (5210) 9738 ホームページhttp://www.tokyo23city-kuchokai.jp/
- TEL (5210) 9731 ホームページhttp://www.tokyo23city-gichokai.jp/
- TEL (5210) 9916 ホームページhttp://www.tokyo23city.or.jp/
- TEL (5210) 9917 ホームページhttps://www.tokyo-23city.or.jp/
- TEL (6238) 0615 ホームページhttps://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/
- TEL (3763) 2170 ホームページhttps://www.tokyocitykeiba.com/